

(公社) 岩手県トラック協会
会員事業者 各位

(公社) 岩手県トラック協会
会長 高 橋 嘉 信



〈重要〉岩手県「運輸事業者運行支援緊急対策事業」について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の業務運営に対し特段のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、岩手県では長引く燃料価格の高止まりが県内のトラック運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な役割を果たす運送事業者の事業の維持及び確保を図ることを目的として、県内で貨物運送事業を営む事業者等に対し支援金を支給することとなりました。

つきましては、標記につきまして下記の通りお知らせいたしますので、積極的に活用いただきますよう、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 支給対象者 次のいずれにも該当する方

(1) 令和4年4月1日時点で、岩手県内で貨物自動車運送事業を継続して営んでいること。

(一般貨物 ※**霊柩を含む**、特定貨物、貨物軽自動車運送)

(2) 県内に本社を置く事業者又は、県内に支店、営業所を有する事業者で、中小企業者であること。
※中小企業者(運輸業): 資本金3億円以下、又は従業員数300名以下の事業者

(3) 岩手県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団等ではないこと。

2. 支給対象車両

支援金の支給対象となる車両は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 前項の支給対象者が令和4年4月1日時点において、現に営業用として保有する非けん引車を除くトラック等(貨物軽自動車を含む。以下同じ。)であること。

(2) 県内登録の車両であること。(ナンバープレートの地域名が「岩手」「盛岡」「平泉」)

3. 支援金の額

支援金の額は、申請のあった支給対象車両の台数に2万3千円を乗じた額とする。

4. 申請書類 (全て **A4サイズ** でご準備願います。※いずれも(写)で可)

申請様式は岩手県トラック協会のホームページ内の特設ページより入手して下さい。

※記入例を掲載しておりますので、それに従って書類を作成して下さい。

(1) 運輸事業者運行支援緊急対策支援金交付申請書兼請求書(様式1号)

(2) 対象事業者であることを証する書類

ア) 県内本社の事業者	許可書 等（認可書など）又は、 履歴事項全部証明書（発行 6 カ月以内のもの） ※紛失等又は、組織変更等により「許可書」記載の名称等が現状 と異なる場合には履歴事項全部証明書を提出して下さい。
イ) 県外本社事業者の 支店、営業所 等	許可書 等（認可書、免許も可）及び 履歴事項全部証明書（発行 6 カ月以内のもの）

- (3) 支給対象車両一覧（様式第 2 号）
(4) 支給対象車両の車検証（写）
(5) 東北銀行の振込依頼書（支援金の振込口座の情報を記載したもの。）及び、当該預金口座の預
金通帳のコピー（A4 サイズ）※依頼書は各自ご準備願います。
(6) その他 岩手県からの指示により、前項以外の書類の提出をお願いする場合があります。

5. 申請期間

令和 4 年 7 月 1 1 日（月） 9 : 0 0 ～ 令和 4 年 8 月 1 9 日（金） 1 7 : 0 0（厳守）

※岩手県からの委託事業であり、厳格を期するため期間外の申請は受理いたしません。

6. 書類の提出先

（公社）岩手県トラック協会内 「岩手県運行支援緊急対策事業 事務局」 宛てに提出して下さい。
〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南二丁目 9 番 1 号 ※FAX、メールは不可

7. 支援金支給までの流れ

- ①申請受理→ ②（岩ト協）申請内容の確認（県へ報告）→ ③（県）支給可否の決定
→ ④（岩ト協）県からの通知を受け、決定通知書を送付（原則 E メール）
→ ⑤（岩ト協）指定口座に振り込み ※決定通知後速やかに

※①申請受理～④決定通知書の送付まで、最長でも 1 週間を見込んでおります。申請後 10 日を
過ぎて「通知書」が届かない場合は、郵便不達等により申請が受理されていない可能性がありますので、岩ト協までご連絡をお願いいたします。

8. 支援金の返還／報告及び検査

嘘偽の申請等により、要件に該当しないことが判明した場合には交付決定を取り消すことがあります。
既に支援金が支給されている場合には、適当な期限を定めて返還を命じることがあります。
また、支援金支給事業の適正・円滑な実施のため、支援事業者に対し必要な報告を求め、又は立ち
入り検査を行うことがあります。

9. その他 本件についてのお問い合わせは（公社）岩手県トラック協会までお願いいたします。

専用メールアドレス shienzigyou@iwatokyo.or.jp

TEL 019-637-2171 FAX 019-638-5010

以上